

新潟県循環器病対策推進計画の策定について

1 概要

平成30年12月、「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」（循環器病対策基本法）が成立し、令和元年12月に施行された（参考資料1-1）。

同法第9条の規定により、国は「循環器病対策推進基本計画」（参考資料1-2）を策定し、県は同法第11条の規定により、基本計画をもとに「新潟県循環器病対策推進計画」（以下、「県循環器計画」という。）を策定する。

2 策定の方向性

死亡率（人口10万対）を死因別に見ると、心疾患が第2位、脳血管疾患が第3位となっている本県において、県民の健康寿命の延伸や、医療体制の確保に向けた重要な計画であることから、国の基本計画、現行の医療計画等の記載内容との整合性を図りつつ、県循環器病対策推進協議会委員や関係団体等の御意見を踏まえ、令和3年度中の策定を目指し、令和4年度より計画に基づいた施策の実施を図る。

3 国の循環器病対策基本計画の構成と県循環器計画の方向性

個別施策	県循環器計画の方向性（案）
(1) 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発	健康にいがた21等で掲げる取組を推進
(2) 保健、医療及び福祉に係るサービス提供体制の充実	
①循環器病を予防する健診の普及や取組の推進	(1)と同様
②救急搬送体制の整備	速やかな搬送体制の整備、二次救急医療体制の確保、三次救急医療体制の検討
③救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提供体制の構築	県全体における脳血管疾患及び心疾患の医療提供体制の検討
④社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援	地域包括ケアシステムや多職種連携等について、介護保険計画等との整合性を確保
⑤リハビリテーション等の取組	患者の状態に応じたリハビリ提供体制の検討
⑥循環器病に関する適切な情報提供・相談支援	がん対策の取組等も参考に方向性等を検討
⑦循環器病の緩和ケア	
⑧循環器病の後遺症を有する者に対する支援	
⑨治療と仕事の両立支援・就労支援	
⑩小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策	
(3) 循環器病の研究推進	本県の特徴を踏まえた健康寿命の延伸に向けた研究の検討

新潟県循環器病対策推進計画の策定スケジュール(予定)

(令和3年)	
7月9日(金)	第1回 新潟県循環器病対策推進協議会
9月～10月	第2回 新潟県循環器病対策推進協議会 パブリックコメント
(令和4年)	
1～2月	第3回 新潟県循環器病対策推進協議会
3月	計画策定